



法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第58条第4項において「特定ガス供給業」という。）収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第52条の2第5項の表中「及び第4項第1号」及び「及び第4項第3号」を削り、「第58条第4項」を「第58条第5項」に改める。

第58条第1項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウを次のように改める。

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

第58条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「もの」の次に「（第52条第1項第1号アに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第60条第3項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第75条に次の1項を加える。

6 知事は、法第73条の14第4項の規定による申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が同条第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、同条第4項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の規定を適用することができる。

第85条に次の1項を加える。

7 知事は、法第73条の24第5項の規定による申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が同条第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、同条第5項の規定にかかわらず、同条第1項から第3項までの規定を

適用することができる。

附則第5条の4中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第5条の6中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

**第2条** この条例による改正後の富山県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新条例第52条第1項第2号に規定する導管ガス供給業及び同項第4号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前10年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を改正法第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和

40年法律第34号。以下「令和2年改正前法人税法」という。)第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に係る当該法人の個別所得金額(令和2年改正前法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。)の計算の例により算定していたものとみなす。

(税 務 課)